

## **[事案 25-62] 入院給付金支払請求**

・平成 26 年 2 月 25 日 和解成立

### **<事案の概要>**

約款に定める支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われないことを不服とし、その支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 25 年 1 月から、外傷性頸椎間板ヘルニアにより 100 日間入院したため給付金を請求したところ、最初の 11 日分のみ支払われたが、残りの期間については、約款に定める「入院」に該当しないとして支払われなかった。しかし、入院中は、午前中はベッドの上で 2～3 時間首の牽引をし、午後からリハビリをして、その後自主的にリハビリを行っていたにもかかわらず入院とみなされないのはおかしいので、残りの期間についても給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

受傷や入院までの経過、入院初日の症状、入院中の経過等から考えて、入院を必要とする状態ではなかったもので、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 本契約の約款によると、「入院」とは「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」とされており、「入院」に該当するか否かについては、入院先の担当医師の意見のみにもとづいて判断されるものではなく、医学上の見地から客観的、合理的に判断されなければならない。
2. 本件診断書によると、申立人の傷病名として「頸椎・腰椎捻挫、頸椎外傷性ヘルニア」とされているが、この傷病により入院治療が必要となる症状は、起立歩行や体動ができないほどの重篤な症状が発症している場合であり、急性期の治療としては臥床による安静が必要となる。  
しかしながら、看護記録・カルテ等では具体的な症状等は不明であり、申立人に、「頸椎・腰椎捻挫、頸椎外傷性ヘルニア」での入院が必要となる、起立歩行や体動ができないほどの重篤な症状が発症していたとする証拠は乏しく、床上安静が必要であったとされている具体的な症状や程度等を確認することはできない。
3. ただし、申立人の主治医が、申立人の症状の経過を診た後に、床上安静期間を当初 11 日間に 4 日間加えた 15 日間としていることも無視できない。
4. そうすると、本件においては、入院治療が必要であったのか、入院治療が必要であったとしてその期間がいつまでであったのか、その妥当性を判断することは、医証等が少なことから困難であるが、少なくとも、主治医が床上安静を必要であったとした期間についても、入院治療が不要であったと即断することもまた困難である。